

# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25 年 6 月 7 日現在

機関番号:84604

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2009~2012 課題番号:21720296

研究課題名(和文) 古代東アジアにおける都城と葬送地に関する考古学的研究

研究課題名(英文) The archaeological research of imperial palaces and mortuary cemeteries in ancient East Asia.

研究代表者

小田 裕樹 (ODA YUKI)

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所・都城発掘調査部・研究員

研究者番号: 70416410

研究成果の概要(和文):本研究は古代都城の成立とともに設置されたと考えられる都城の「葬送地」の実態解明を目的とする。本研究では、古代東アジアの各都城の外側に葬送地が設置されていたことを見出し、都城と葬送地との位置関係や墳墓の様相には、中国をモデルとする共通の要素と、各国の独自性が現われる要素があることを見出した。古代東アジアにおける都城の葬送地のあり方には各国の国家理念や墓制に対する意識の違いが反映していると考えられる。

研究成果の概要(英文): This research aims to reveal the actual condition of mortuary cemeteries that were established with formation of imperial palaces in ancient East Asia. In this research, I find that the mortuary cemeteries were positioned outside imperial palaces. I also find that there is a common element which comes from China, and other original elements in each country in the spatial relationship of imperial palaces and the location of mortuary cemeteries, and the types of tombs. I conclude that the status of mortuary cemeteries of the imperial palaces reflects the differences of the national ideology and mortuary system of each country in ancient East Asia.

# 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	600, 000	180, 000	780, 000
2010 年度	500, 000	150, 000	650, 000
2011 年度	500, 000	150, 000	650, 000
2012 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
総計	2, 200, 000	660, 000	2, 860, 000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目: 史学・考古学

キーワード:考古学・東アジア・都城・葬送地・墓制

# 1. 研究開始当初の背景

日本古代の都城制について、葬地や墳墓の 分析からアプローチする研究は、従来岸俊男 や和田萃、金子裕之らにおこなわれていたが、 条坊制や宮殿・官衙の研究に比べ、活発では なかった。近年、陵墓や葬送地の配置から古 代都城制の理念を読みとる研究に再び注目 が集まりつつある。これらの研究により、都 城内の埋葬は「喪葬令」皇都条により禁じられ、京外に葬られていたこと、陵墓の配置には王権の強い意図が働いていたこと、葬送地相互に被葬者階層に格差があったことなど、都城と陵墓・葬送地の設定には密接な関係があったことが明らかになっていた。

しかし、従来の研究では、研究の対象が陵墓・貴族墓などに偏り、官人層や庶民など多

数の都城居住者の葬送地の実態についての 検討がおこなわれていない点や、分布論が中 心で、遺構や遺物の基礎的分析が不十分な点 などに課題があり、発掘調査された墳墓資料 をもとに、葬送地に葬られた墓の特徴や在地 の墓地との差異を明確に示した上で「葬送 地」の議論を進める必要があった。

また、韓半島や中国においては、近年の発掘調査や報告事例数の増加により、都城周辺の墳墓資料が増加しているものの、それらを包括的にまとめた研究は少なく、日本も含めた東アジア全体の中で、都城と葬送地との関係について論じる必要があった。

以上の研究状況をふまえ、東アジアにおける都城と葬送地についての議論の基礎となる都城の「葬送地」とそこへ葬られた墓を考古学的手法により抽出することを目的として本研究を開始した。

### 2. 研究の目的

本研究では日本古代律令国家の特質を明らかにすることを最終目的とし、特に、古代都城の成立とともに設置されたと考えられる都城の「葬送地」の実態を明らかにすることを目的とし、具体的に次の2点の課題を設定した。

(1)近年増加している発掘調査資料を主な対象に具体的な遺構・遺物の検討をおこない、考古学的に「葬送地」の実態を明らかにする。(2)東アジアを対象として、中国(隋・唐)、韓半島(百済・新羅)の各都城の葬送地を抽出し、都城と葬送地の関係についての一般性・特殊性を明らかにし、日本古代都城の葬送地の特質を明らかにする。

### 3. 研究の方法

# (1) 用語の定義

本研究では「都城の葬送地」を「宅地班給などにより本貫地を離れて、都城へ集住した 貴族・官人をはじめとする都城居住者のため に設定された墓地」と定義する。

# (2) 分析の方法

本研究では、墓構造、墓地の連続性、葬送 作法を指標とする墓地分析をおこない、在地 の墓と都城の墓の抽出をおこなった。

「都城の葬送地」の認定は、前代の墳墓との連続性の有無や周辺の墳墓との関係、居住地との距離や埋葬・造墓における作法の有無、副葬・供献遺物の諸属性などの複数の要素を総合的に検討して抽出した。

墓地分析にあたっては、奈良県葛城市三ツ塚古墳群・古墓群(小田 2008)や韓国・公州艇止山遺跡(小田 2011)で実践したように、複数の墓が検出された遺跡を対象に、遺構・出土遺物や重複関係の検討から、墓の築造順序を復元する。その築造順序をもとに、同時期・前代の墳墓と地形との関係から墓域を復

元し、墓地の形成過程を分析する。

これらの基礎的分析を経て古代東アジアの各都城の葬送地の抽出と比較検討をおこなった。

#### (3)分析の対象

本研究では、7世紀から9世紀にかけての日本・中国・韓半島における代表的な墳墓資料を集成し、遺跡踏査および遺物の実見調査をおこなった。主な対象地域は、日本国内では畿内(藤原京・平城京周辺と大和・河内)、北部九州(大宰府周辺・豊前国)、東北(多賀城周辺)、韓半島では扶余・慶州地域、中国では西安周辺地域である。

#### 4. 研究成果

### (1) 古代日本の都城と葬送地

### ①藤原京の葬送地

藤原京は694年~710年の16年間、都として機能した、初の本格的都城である。この藤原京段階から葬送地が成立したと考えられる。

天武・持統陵の可能性が高い野口王墓古墳が藤原京朱雀大路の南延長線上に造られたことが知られ、藤原京と天皇陵が密接な関係をもって建設されたことが分かる。文武天皇陵の可能性が高い中尾山古墳も藤原京南方に位置する。これらの立地は、前代の飛鳥西南古墳群と重複することから、天皇陵に関しては前代からの連続性が認められる。

藤原京期の墓をみると、火葬墓の出現と大和盆地南側の丘陵部での墓地形成が特徴と言える。墓誌の出土から威名大村が帰葬され、二上山麓に葬られている。威名大村墓周辺では他にも火葬墓が見つかっており、香芝市域は藤原京の葬送地のひとつであった可能性が高い。また、藤原京東方の桜井市~榛原に至る長谷街道一帯には、7世紀代に遡る可能性のある火葬墓が多く、この一帯も藤原京の葬送地であったとみられる。

一方、三ツ塚古墳群や龍王山古墳群などの 終末期群集墳ではこの時期までわずかに埋 葬例が見られるが、新規の群形成はほとんど ない。

藤原京において葬送地が出現したと考えられるが、火葬墓を中心とし、古墳の造営は 天皇陵などを除き、見られなくなる。藤原京 との位置関係では都城の南に天皇陵、東西に 官人層の葬送地が配されたと考えられる。

# ②平城京の葬送地

平城京は710年~784年までの都である。 天皇陵は山陵形式を採用し、平城京北方の奈 良山一帯に造られた。特に、元明・元正・聖 武らの天皇陵は京北東に位置し、兆域を考え ると、ほぼ平城京に近接する点に特徴がある。 平城京周辺では、大和盆地をとりまく丘陵 地で当該期の墳墓が見つかっている。生駒山 東麓や大和高原の田原地区において、火葬墓 が造営される。これらの墳墓について、発掘 調査がおこなわれた事例を分析すると、特徴 的な墓構造をもつ火葬墓(図1)が存在する ことが分かり、墓誌などとの相関から五位以 上の官位をもつ被葬者の可能性が高いこと を見出した。

これは「喪葬令」規定に則った造墓の可能性が高いと解釈できる。また、これらの墓の立地を詳細にみると、いずれも群集墳など前代の墓域とは重複せず、新規の土地に造墓される。また単独で立地する点からは、相応の面積の墓域を有していたと判断できる。

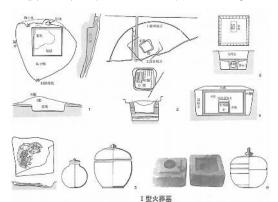


図1 「喪葬令」に則った火葬墓

以上をふまえると、平城京周辺の丘陵地には「喪葬令」規定に沿って造墓された葬送地、 すなわち「公葬地」が存在した可能性が高い と考えられ、造墓方法・立地が公的に管理さ れた墓といえる。これは「喪葬令」に表れる 「営墓」の実例を示す可能性がある。



図2 畿内における火葬墓の分布

# ③大和盆地の在地墓地

以上の都城周辺の葬送地に対して、在地墓地とみられる事例がある。葛城市三ツ塚古墓群では、終末期群集墳内に奈良時代から平安時代に至る火葬墓・木棺墓が営まれている。また、天理市西山古墳群・古墓群や白川火葬墓群、大阪府平尾山古墳群雁多尾畑 49 支群では、前代の古墳群と同一もしくは近接した墓域内に、古墓が造墓されている。これらの

墓構造の特徴は、平城京周辺の「喪葬令」に 則った墓とは差異がある。

これらは、都城周辺の葬送地に対して、在 地の氏族墓地と評価でき、本貫地近くの伝統 的墓地に造墓されたものと考えられる。造営 時期も奈良~平安時代など、都城の遷都とは 関係なく墓域が継続して使用されている。

大和盆地周辺にはこのように、都城の葬送地と在地墓地とが重層している点が明らかになった。

### ④地方官衙の葬送地

大宰府では、条坊域南西の丘陵域に位置する宮ノ本遺跡一帯に墓域が形成されている。 一基あたりの墓域が広く、前代の墳墓との関連が無い点から、ここが大宰府の葬送地と考えられる。平城京周辺の墓の立地と類似するが、墓構造からみると平城京より下位の被葬者層が想定される。

また、2012 年に堀池遺跡で木炭槨木棺墓が 検出され、方形の周溝をもつことが確認され た。これは平安時代に降るものであるが、条 坊と墓域との関係を考える上で重要な事例 である。

多賀城周辺では、方形区画北方、砂押川上流の市川橋遺跡において墓域が形成されている。居住域からほど近い点、河川の氾濫原にあたる点、墓構造が簡素で出土遺物も少ない点から、庶民に近い居住民の葬送地と考えられる。官人層の葬送地については、資料がなく不明である。

また、国府周辺の墓についても一部分析をおこなった。豊前国府が所在する京都郡内では墳墓資料はみられず、国府域内・周辺での造墓規制がかかっていた可能性は否定できない。しかし、因幡国府と伊福吉部徳足比売墓、薩摩国府と越ノ巣火葬墓など、国庁北方の丘陵地に火葬墓が単独立地する地域もある。

地方官衙における葬送地の問題については今後の課題である。

# (2) 韓半島の都城と葬送地

#### ①百済・泗沘都城の葬送地

百済・泗沘都城周辺では、石室墳と火葬墓が見つかっている。このうち、東羅城の東側に王陵とみられる陵山里古墳群がある。隣接して陵山里寺も造営されており、王陵と寺院が一体となって羅城の東側に配置されている点が重要である。羅城東側ではさらに陵山里東古墳群などの墓域が形成されている。これらの墓は、泗沘都城へ東から入る交通路に面している点が特徴である。

また、錦江を挟んだ西・南側の対岸丘陵部 には、石室墳や火葬墓が造られている。

泗沘都城の特質として、城内で火葬墓が報告されている点が注意される。これは寺院地

内で埋葬がおこなわれていたことや、被葬者として僧侶など特権的な身分の被葬者が葬られた墓とも言える。しかし、再検討の結果、 火葬墓とされるものはいずれも墓とは断定できず、地鎮具などの埋納遺構の可能性が排除できないと考えた。確実に火葬墓といえるものは百済時代ではなく、百済滅亡後の統一新羅期の墓であった。



図3 百済・泗沘都城周辺の火葬墓の分布

# ②新羅王京の葬送地

新羅王京周辺では、王京内部に基本的に墓はなく、居住域と墓域とは分けられており、 王京外に葬送地が設けられていたと考えられる。

王京南東側では、王陵や特殊な墓構造をも の墓が多く分布する点が注目される。これは 蔚山方向から王京へ入る際の主要交通路に 沿った立地であり、外交使節など通行者を意 識した視覚的な効果を意図していると考え られる。王陵群の配置に関しては、都城北方 に配置する唐長安城や平城京とは異なって おり、都城への主要交通路を意識する点で、 百済・泗沘都城と共通する。

一方、南山周辺でも墓地が見つかっており、 特に火葬墓の出土が多い。これは新羅の仏教 聖地である南山の位置づけが関係するとみ られる。



図4 新羅王京周辺の火葬墓の分布

王京周辺では、大多数の石室墳の中に少数 の火葬墓が混在する状況が認められる。伝統 的な墓地が統一新羅期でも継続的に使用さ れ、その中に火葬墓が新たに加わったことが 分かる。これは石室墳がなくなり、火葬墓が 中心となる日本とは異なる様相である。

### ③新羅の地方都市の葬送地

公州・艇止山遺跡の分析から、複数の造墓 集団による累代的な墓地の利用と墓域の形 成過程が復元できる。艇止山遺跡は新羅五小 京の熊川州の州城とされる公山城の西側に あたる。新羅の地方都市における葬地のあり 方として注目される。

### (3) 中国の都城と葬送地

### ①隋唐長安城の葬送地

隋・唐長安城周辺の唐墓は、都城の東・南・西方に立地する。北方の禁苑、都城内では墓は検出されておらず、『隋書』に「城七里外」とあるように、城外で埋葬がおこなわれたとみられる。城東に皇族・官人ら階層的上位の墓が多く、南、西の順に庶民の墓が多い傾向が見いだせる。

長安城周辺の葬地については、膨大な資料にも関わらず、詳細な墓構造の分析が可能な公表資料が少なく、十分な分析がおこなえず、課題として残った。

### ②唐代皇帝陵と陵園

唐代皇帝陵は山陵形式を採用し、山全体を 陵となす点、陪葬墓を伴って陵園を形成する 点が特徴である。

唐代皇帝陵と陵園の特徴は太宗の昭陵、高宗の乾陵において顕著に現れる。昭陵では九嵕山を陵とし、山裾に陪葬墓を配置する。陪葬墓の中でも長楽公主墓らの墓と、臣人の墓との立地上の差異が明確であり、昭陵一公主墓らのゾーンー臣墓のゾーンという大きく3つの立地(標高と地形)の差がある。この傾向は、乾陵においても見出すことができる。これらの陵園に造営された墓は被葬者の身分による等級制度に従って、墓室の規模・構造や副葬品の質・量などが定められており、立地もこの等級制度と相関すると考えられる

# (4) 古代東アジアにおける都城と葬送地

東アジアでは、古代都城の成立により、居住域と墓域との区分が明確となり、都城の外側に葬送地が設置された。この葬送地は、都城周辺に無秩序に埋葬するのではなく、政治的な背景をもって葬送の場が設置されており、そこに各国の統治思想・政治意識・国際意識のあり方が反映していると理解できる。

日本では、平城京の北方に天皇陵を配置し、 都城からは視覚的に遮断された大和高原や 生駒山麓に火葬された官人墓が造られた。こ れらは、前代から続く伝統的な墓域ではなく、 新たな墓域に、一定の墓域をともなう単独墓 地として造営されている。また墓構造の分析 からは、特に墓坑など外部施設の構築に特徴 的な階層性が認められ、これは造墓の際の決 まったシステムの存在を示唆する。この背景 として「喪葬令」に則った葬送がおこなわれ ていたことを示すと理解した。

新羅では、王京周辺の火葬墓に階層性が見出せ、百済では、石室墳について階層性を見出すことができる。また、新羅・百済では、王陵の立地が都城への進入路に面している点に特徴があり、これらは対外使節など交通路の通行者への視覚的効果を意図して設置されたと理解した。

中国では、唐代皇帝陵周辺の陵園において、立地・墓構造・副葬品に明確な等級制度に基づく造墓がおこなわれている。長安城周辺でも等級制度に基づくと考えられる墓が存在する一方、居住区に程近い場所での家族・氏族墓地が営まれた事例もあり、皇帝陵周辺の様相とは若干異なる。全体的な分析は不十分だが、長安城周辺では、等級制度に基づく官人らの葬送地と氏族墓地とが重層していたと推測される。

以上のように、日本・韓半島・中国では都城の外側に葬送地が設置され、それらの墓に共通して階層性が存在することを見出すことができた。この階層性の存在は「喪葬令」などの造墓・葬送規定が実施されていたことを示すと考えられる。また、これは在地墓地とは異なる傾向であり、法に則った造墓が都城の葬送地の特徴としておこなわれていたと評価できる。

一方で、各国の独自性が現わる要素もみられる。特に、天皇陵・皇帝陵・王陵という各国のイデオロギーの最高位に関わる陵墓の造営は、中国の影響を受けながらも各国の独自性が最も現れる部分である。

中国と日本では山陵形式の採用という点で共通するが、両者の差異は大きい。規模の違いや、唐の皇帝陵でみられる陵園、石刻などの各要素も日本の天皇陵では脱落している。新羅では王陵が山陵形式を採用しないが石刻などを持つ点は共通し、外護石列や石室の構築などは独自の特徴である。

また、唐の皇帝陵や日本の平城京が都城北 方に天皇陵を配置するのに対し、百済・新羅 では都城への主要交通路を意識して王陵を 配置する。これらは、各国の相違点として注 目される。

以上の陵墓のあり方と同様に、都城周辺の 葬送地のあり方も共通点を持ちながらも独 自性が発揮されていると考えられる。

本研究で見出した各国の都城の葬送地の あり方の違いは、それぞれ各国の統治思想・ 政治意識・国際関係などが反映している可能 性が高く、その背景の具体的な検討が今後必 要である。

# (5) 研究の総括と今後の課題

以上のように、都城周辺の墓地設定にあたり、隋唐における墓制(「喪葬令」など法的根拠をもって、立地・造墓に階層差をつける)を百済・新羅・日本が受容していることが明らかになった。しかし、都城との位置関係、墓制・葬法の内容、墓構造などをみると、各国の差異も見えつつある。

中国を中心として共通の制度を受容する が、実際の運用に関しては、各国の政治的・ 社会的背景に応じて、受容する側の独自性が 発揮されていた可能性が高い。

古代都城制研究では、都城の形制や内部構造などが多く議論になるが、墓域である葬送地のあり方も、重要な一属性として、「隋唐を中心とする東アジア世界の中で各国がどのような都城像を形成するのか」という問題を解明する手がかりになり得る。

本研究により、日本古代律令国家の特質解明に、墓制研究からのアプローチが有効であることを示したといえる。しかし、本研究では対象を都城周辺の墓に限定したため、他の文化要素などとの比較による相対化が不十分である。今後の課題としたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①小田裕樹「墓構造の比較からみた古代火葬墓の造営背景」『日本考古学』第32号、59-84頁、2011年、査読有
- ②<u>小田裕樹</u>「日韓古代火葬墓の比較研究」『日韓文化財論集Ⅱ』53-99 頁、2011 年、査読無

# [学会発表](計2件)

- ①<u>小田裕樹</u>「日韓古代火葬墓の比較研究」(九州史学会大会考古学部会)、2010年 12月 12日
- ②<u>小田裕樹</u>「古代火葬墓の世界」(奈良文化 財研究所第 104 回公開講演会)、2009 年 5 月 23 日

### [図書] (計1件)

①奈良文化財研究所『図説 平城京事典』、 柊風舎、2010年(分担執筆「第2部第5章.墓」 320-329頁)

# 6. 研究組織

### (1)研究代表者

小田 裕樹 (ODA YUKI)

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財 研究所・都城発掘調査部・研究員

研究者番号:70416410

(2)研究分担者 (	)
研究者番号:	
(3)連携研究者 (	)

研究者番号: